

令和2年松前町告示第77号

松前町地域産業力強化支援事業補助金交付要綱を次のように公表する。

令和2年9月10日

松前町長 岡本 靖

松前町地域産業力強化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大で引き起こされる様々な災難、不幸、経済的・社会的影響その他の複雑な状況をいう。以下同じ。）を乗り越え、積極的な社会経済活動を展開していくための環境整備等に取り組む事業者に対し、町が予算の範囲内において、松前町地域産業力強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町の産業力の強化及び新型コロナウイルス感染症の感染が容易に市中に拡大しない社会環境の実現に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める要件を満たす者であること。

ア 法人	町内に置く営業所において事業を実施していること。
イ 個人	町内に置く営業所において事業を実施していること、又は町内に住所を有していること。

(2) 町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、コロナ禍においても安心して来店・来社できる環境の整備、コロナ禍において安心して働ける環境の整備又はコロナ禍を乗り越えるためAI・IoTを活用した業務効率化若しくは非接触型ビジネスモデルへの転換を行う事業のうち、愛媛県中小企業団体中央会のえひめ地域産業力強化支援事業補助金（以下「えひめ補助金」という。）の交付決定を受けたものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の表の左欄に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

ア 法人及び町内に住所を有しない個人	町内に置く営業所において実施した補助対象事業に係る経費
イ 町内に住所を有する個人	補助対象事業（他の市町からこの要綱と同種の補助金の交付決定を受けているものを除く。）に係る経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の8分の1以内とし、40万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、地域産業力強化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和3年2月15日までに町長に提出しなければならない。

- (1) えひめ補助金の交付決定通知書の写し
- (2) 事業計画書
- (3) 補助対象事業のパンフレット等

- (4) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (5) 誓約書
- (6) 法人にあっては、登記事項証明書又は登記簿の謄本若しくは抄本の写し
- (7) 個人にあっては、開業届出書の写し又は直近の確定申告書の控えの写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し地域産業力強化支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不相当と認めるときはその旨を補助対象者に通知するものとする。
(補助事業の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ地域産業力強化支援事業変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費の20パーセント以内の変更で、かつ、補助金額に変更がない変更の場合は、この限りでない。

- (1) えひめ補助金の変更承認通知書の写し
- (2) 変更後の事業計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項本文の規定にかかわらず、えひめ補助金の交付制度において変更承認を要しない補助事業の変更をしようとするときは、同項第1号の書類を省略することができる。

3 町長は、第1項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは地域産業力強化支援事業変更承認通知書（様式第4号）により、不相当と認めるときはその旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ地域産業力強化支援事業中止（廃止）届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第9条の2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了する見通しがなく、補助事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、地域産業力強化支援事業繰越承認申請書（様式第5号の2）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、補助事業者から前項の規定により繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、繰越しが補助事業者の責めに帰することができない事由によるものであり、かつ、やむを得ないと認めるときは、補助金について繰越明許費を予算計上した上で承認するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助事業の繰越しを承認したときは地域産業力強化支援事業繰越承認通知書（様式第5号の3）により、不相当と認めるときはその旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、地域産業力強化支援事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、令和3年3月31日までに町長に提出しなければならない。ただし、前条第2項の規定により事業繰越しの承認を受けたときは、補助事業が完了した日から起算して90日以内に提出しなければならない。

- (1) えひめ補助金の額の確定通知書の写し
- (2) 事業報告書
- (3) 補助事業に係る納品が確認できる書類
- (4) 補助事業に係る請求書の写し
- (5) 補助事業に係る支払が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、地域産業力強化支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、地域産業力強化支援事業補助金交付請求書（様式第8号）により町長に当該補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

（目的外使用の禁止）

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第15条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

（交付決定の取消し等）

第16条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 第9条に規定する届出書の提出があったとき。

(2) えひめ補助金の交付決定の全部又は一部を取り消されたとき。

(3) 他の市町からこの要綱と同種の補助金の交付決定（補助対象経費が重複する場合に限る。）を受けたとき。

(4) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(5) その他補助金の申請について不正の行為があったとき。

（財産の処分の制限）

第17条 この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

（書類の整理及び保管）

第18条 補助事業者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の額の確定のあった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月13日から施行する。

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

地域産業力強化支援事業補助金交付申請書

松前町地域産業力強化支援事業補助金の交付を受けたいので、松前町地域産業力強化支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の開始日及び完了予定日
- 3 補助対象経費
- 4 補助金交付申請額
- 5 添付書類
 - (1) えひめ補助金の交付決定通知書の写し
 - (2) 事業計画書
 - (3) 補助対象事業のパンフレット等
 - (4) 補助対象事業に係る見積書の写し
 - (5) 誓約書
 - (6) 法人にあつては、登記事項証明書又は登記簿の謄本若しくは抄本の写し
 - (7) 個人にあつては、開業届出書の写し又は直近の確定申告書の控えの写し
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

松前町長

地域産業力強化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域産業力強化支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 補助対象経費
- 2 補助金交付決定額

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

地域産業力強化支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた松前町地域産業力強化支援事業を次のとおり変更したいので、松前町地域産業力強化支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、承認願います。

- 1 変更の内容
 - 2 変更の理由
 - 3 既補助金交付決定額
 - 4 変更後対象経費
 - 5 変更後補助金交付申請額
 - 6 添付書類
 - (1) えひめ補助金の変更承認通知書の写し
 - (2) 変更後の事業計画書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- ※えひめ補助金の交付制度において変更承認を要しない補助事業の変更については、第1号の書類を省略することができる。

第 号
年 月 日

様

松前町長

地域産業力強化支援事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった地域産業力強化支援事業の変更について、次のとおり変更を承認したので通知します。

- 1 変更前補助金交付決定額
- 2 変更後対象経費
- 3 変更後補助金交付決定額

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名 印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

地域産業力強化支援事業中止（廃止）届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた松前町地域産業力強化支援事業を中止（廃止）したいので、松前町地域産業力強化支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり届出します。

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の中止期間（廃止の時期）

備考：不要の文字は、抹消すること。

様式第5号の2（第9条の2関係）

年 月 日

松前町長

様

申請者 住所

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

地域産業力強化支援事業繰越承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあつた地域産業力強化支援事業について、次の理由により年度内に完了する見通しがないため、松前町地域産業力強化支援事業費補助金交付要綱第9条の2第1項の規定により繰越しの承認を申請する。

1 補助金交付予定額

2 繰越申請額

3 繰越理由

4 繰越事業完了予定年月日

年 月 日

様式第5号の3（第9条の2関係）

年 第 号
月 日

様

松前町長

地域産業力強化支援事業繰越承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった地域産業力強化支援事業に対し、松前町地域産業力強化支援事業費補助金交付要綱第9条の2第2項の規定により繰越しを承認する。

- 1 繰越承認額
- 2 条件

年 月 日

松前町長

様

申請者 住所

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

地域産業力強化支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた松前町地域産業力強化支援事業が完了したので、松前町地域産業力強化支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金交付決定額
- 3 添付書類
 - (1) えひめ補助金の額の確定通知書の写し
 - (2) 事業報告書
 - (3) 補助事業に係る納品が確認できる書類
 - (4) 補助事業に係る請求書の写し
 - (5) 補助事業に係る支払が確認できる書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

松前町長

地域産業力強化支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を行った地域産業力強化支援事業補助金については、次のとおり交付額を確定したので通知します。

補助金交付確定額

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

地域産業力強化支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号による地域産業力強化支援事業補助金を次のとおり請求します。

1 請求金額

2 指定する金融機関の口座

金融機関名	銀行 信用金庫 ()											本店 支店 ()									
預金種別	(1) 普通 (総合を含む。)													(2) 当座		(3) その他 ()					
口座番号																					
口座名義人	フリガナ																				
	氏名																				